

(一社)大学アライアンスやまなし中期事業計画

策定 令和 3 年 11 月 4 日

改正 令和 5 年 3 月 28 日

令和 3 年 3 月 10 日策定の大学等連携推進方針に基づき、次のとおり中期事業計画を定める。

1. 第 1 期中期事業計画の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2. 中期事業計画期間中の取組

大学等連携推進法人に認められた教学上の特例措置(連携開設科目の開設、共同教育課程の設置等)を最大限活用することを念頭に置き次の取組を行うものとする。

(1) 教養教育 WG

- ① 語学教育・キャリア教育を含む教養教育における連携のあり方について、両大学の教養教育改革をふまえて検討し、段階的な充実を図る。
- ② 教養教育における連携開設科目について、各年度において開設済みの内容を検証し、翌年度の内容の充実を図る。
- ③ 数理・データサイエンス教育の導入・運営を両大学の連携により推進する。
- ④ 合同特別講演会を企画し、実施する。

(2) 看護教育 WG

- ① 山梨県立大学が開設する養護教諭一種免許状課程の専門科目について、山梨大学の学生が受講できるよう検討し、これを可能とする。
- ② 大学院課程における連携開設科目開設に向けた検討を行い、開設する。

(3) 幼児教育 WG

- ① 幼児教育に関する授業の連携実施の試行等連携開設科目の開設に向けた検討を行い、具体的な方針等を決定する。
- ② 大学院における幼児教育領域に関するニーズ調査等の準備と検討を進める。
- ③ 「やまなし幼児教育センター」との連携を促進し、県内幼児教育・保育の質の向上を図る。

(4) 教職課程 WG

- ① 教員免許科目開設の整理と方針を決定し、両大学における小・中・高等学校教員免許状取得に係る連携開設科目開設の方向性を検討する。

(5) 社会科学・地域貢献 WG

- ① リカレント教育に関するニーズ調査を踏まえ、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用したリカレント教育の内容等についての検討を行う。
- ② 大学院での地域課題解決に関する教育プログラムの実施について検討を開始する。
- ③ 分野融合型教育を進めるため、山梨大学大学院で県立大学の教員が教授している専門科目について見直しを行い、大学院教育に反映させる。
- ④ 「知(地)のソーシャルキャピタル～学びの山梨モデル～構築事業」の実施に伴い、将来的な大学院レベルへの連携を見据え、学部専門科目の連携について検討を進める。
- ⑤ 地域のニーズに則したワークショップ等を企画し、実施する。

(6) 管理運営 WG

- ① スケールメリットを活かした共同調達を実施し、経費の削減を図る。
- ② 職員の相互交流を継続して実施する。
- ③ 教職員の能力開発のための合同研修会を毎年度開催する。

(7) 学生支援 WG

- ① 両大学の学生対象の共同就職支援事業を毎年度実施する。
- ② 各大学が行う国際交流に関する活動等への両大学学生の相互参加を推進する。
- ③ 両大学の修学支援について情報交換し、検討を開始する。
- ④ イベントに関するボランティア募集情報の提供、地域活性化の活動・ボランティア活動の推進に向けた取組を検討する。

3. その他

- (1) 山梨大学と山梨県立大学との連携の成果と課題を明らかにし、県内の他の高等教育機関との連携に向け情報交換等の場を設ける。